

公益社団法人福岡県診療放射線技師会 学術教育特別資金運用規程

制 定:平成 25 年 4 月 21 日

第 1 条 この規程は、公益社団法人福岡県診療放射線技師会学術教育特別資金の運用について定める。

第 2 条 資金は流動資産として学術教育特別預金(普通預金)、特定資産として学術教育特別資産(定期預金)に区別する

第 3 条 学術教育特別預金は別に定める学術奨励研究助成金として使用する。

第 4 条 学術教育特別資産はその果実を学術教育特別預金に繰り入れる。

第 5 条 準備資金の運用は下記の場合にかぎる。

(1) 年度資金決算の結果、支出に不足を生じ総会に於いて止むを得ないと認めた場合。

(2) 全会員の福祉増進のため特に重要な事業を行うため、計画書を総会に付議し、その承認を得たる場合。

(3) その他、特に緊急のため理事会で必要と認めた場合。

第 6 条 年度資金の運用は、下記による。

(1) 給付金及び諸経費は、予算に基づきその都度支出する。

(2) 予算に不足を生じた場合は、理事会に諮り補正する。

第 7 条 資金の運用は、すべて理事長の収入支出命令書により、常務理事が執行する。

第 8 条 支出命令書には、必ず給付決定書又は請求書等、証拠書類を添付しなければならない。

第 9 条 理事会の議決を要する支出については、理事会議決書を添付しなければならない。

第 10 条 前項の議決を執行する場合は、その都度監査の承認を受けなければならない。

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

附 則

この規程は公益社団法人福岡県診療放射線技師会登記の日より施行する。

平成 25 年 4 月 21 日制定